

学校法人ガバナンス改革会議（第4回）	資料 1
令和3年8月23日（月）	

学校法人ガバナンス改革会議運営規則第5条に基づく座長の定め

（令和3年8月23日座長確認）

（座長補佐）

第1条 座長は、議事の円滑な進行に資するため、委員のうちから座長を補佐する者を指名することができる。

（法制調査員）

第2条 座長は、議事に関する必要な法制について調査を行わせるため、その指名する者に会議を傍聴させることができる。

- ・ 座長補佐として座長が指名した者
八田進二委員
松本美奈委員
- ・ 法制調査員として座長が指名した者
小川尚史 日比谷パーク法律事務所弁護士